

長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年10月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第51号

長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

長野県環境影響評価条例施行規則(平成10年長野県規則第26号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3条」を「第3条の2」に改める。

第1章中第3条の次に次の1条を加える。

(条例別表の16の規則で定める事業)

第3条の2 条例別表の16の規則で定める事業は、別表第1の1の項から15の項まで又は17の項の第1種事業の要件の欄又は第2種事業の要件の欄に掲げる要件のいずれかに該当する一の事業とする。

第5条第1項第3号のテ中「ツ」を「ト」に改め、同テを同号のナとし、同号中コからツまでをシからトまでとし、ケをサとし、同サの前に次のように加える。

コ 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域

第5条第1項第3号中クをケとし、オからキまでをカからクまでとし、エの後に次のように加える。

オ 長野県豊かな水資源の保全に関する条例(平成25年長野県条例第11号)第9条第1項又は第2項の規定により指定された水資源保全地域の区域

附則別表の1の項の(4)中「(昭和26年法律第249号)」を削る。

別表第1の4の項中「陸上飛行場」を「陸上空港等」に改め、同表の6の項を次のように改める。

6 電気工作物の建設	<p>(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第3項に規定する事業用電気工作物(以下「事業用電気工作物」という。)であって、水力を原動力とする発電用のもの(以下「水力発電所」という。)の設置の事業(出力が1万5,000キロワット以上である水力発電所を設けるものに限る。)</p> <p>(2) 水力発電所の規模の変更の事業(出力が1万5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。)</p> <p>(3) 事業用電気工作物であって、地熱を原動力とする発電用のもの(以下「地熱発電所」という。)の設置の事業(出力が5,000キロワット以上である地熱発電所を設けるものに限る。)</p> <p>(4) 地熱発電所の規模の変更の事業(出力が5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。)</p> <p>(5) 事業用電気工作物であって、風力を原動力とする発電用のもの(以下「風力発電所」という。)の設置の事業(出力が5,000キロワット以上である風力発電所を設けるものに限る。)</p> <p>(6) 風力発電所の規模の変更の事業(出力が5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。)</p> <p>(7) 事業用電気工作物であって、太陽光を電気に変換するもの(以下「太陽光発電所」という。)の設置の事業(太陽光発電所の用に供される敷地(以下「太陽光発電所敷地」という。)の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(8) 太陽光発電所の規模の変更の事業(太陽光発電所敷地の面積が50ヘクタール以上増加するものに限る。)</p> <p>(9) 電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第1条第2項第2号に規定する送電線路(架空のものに限る。以下「送電線路」という。)の設置(支持物の設置(現に存する支持物の建替えのために行われる場合を除く。)を伴うものに限る。)の事業(電圧が17万ボルト以上で、かつ、こう長の合計が1キロメートル以上である送電線路を設けるものに限る。)</p>	<p>(1) 太陽光発電所の設置の事業(森林の区域等における太陽光発電所敷地の面積の合計が20ヘクタール以上であるものに限るものとし、この項の第1種事業の要件の欄の(7)に掲げる要件に該当するものを除く。)</p> <p>(2) 太陽光発電所の規模の変更の事業(森林の区域等における太陽光発電所敷地の面積の合計が20ヘクタール以上増加するものに限るものとし、この項の第1種事業の要件の欄の(8)に掲げる要件に該当するものを除く。)</p>
------------	---	---

別表第1の15の項の次に次のように加える。

16 工作物の用に供する一団の土地の造成	工作物の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「工作物の用に供する一団の土地」という。）の造成の事業（工作物の用に供する一団の土地の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。）	工作物の用に供する一団の土地の造成の事業（森林の区域等における工作物の用に供する一団の土地の面積の合計が30ヘクタール以上であるものに限るものとし、この項の第1種事業の欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
----------------------	---	---

別表第1の16の項中「16」を「17」に改め、同項の第1種事業の要件の欄中「、流通業務団地の造成」の次に「の事業、太陽光発電所の設置の事業、太陽光発電所の規模の変更」を加え、

$$\left[\frac{A+B}{20} + \frac{C+D+E+F}{50} + \frac{G}{100} \right] を$$

$$\left[\frac{A+B}{20} + \frac{C+D+E+F+G+H}{50} + \frac{I}{100} \right] に、 \left[C \text{ ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業のゴルフ場・スキー場敷地の面積} \right] を$$

C 太陽光発電所の設置の事業の太陽光発電所敷地の面積
 D 太陽光発電所の規模の変更の事業によって増加する太陽光発電所敷地の面積
 E ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業のゴルフ場・スキー場敷地の面積

に、「 D ゴルフ場等」を「 F ゴルフ場等」に、「 E 工業団地」を「 G 工業団地」に、

「 F 別荘団地」を「 H 別荘団地」に、「 G 土地区画整理事業」を「 I 土地区画整理事業」に改め、同項の第2種事業の要件の欄中「ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業、」を「太陽光発電所の設置の事業、太陽光発電所の規模の変更の事業、ゴルフ場等又はスキー

$$\left[\frac{A+B+C+D+E+F+G}{30} + \frac{H}{75} \right] を \left[\frac{A+B}{20} + \frac{C+D+E+F+G+H+I}{30} + \frac{J}{75} \right] に、$$

A ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業の森林の区域等におけるゴルフ場・スキー場敷地の面積の合計

B 太陽光発電所の規模の変更の事業によって増加する森林の区域等における太陽光発電所敷地の面積の合計

C ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業の森林の区域等におけるゴルフ場・スキー場敷地の面積の合計

に、「 B ゴルフ場等」を「 D ゴル

フ場等」に、「 C その他」を「 E その他」に、「 D その他」を「 F その他」に、「 E 工業団地」を「 G 工業団地」に、「 F 別荘団地」を「 H 別荘団地」に、「 G 土地区画整理事業」を「 I 土地区画整理事業」に、「 H 土地区画整理事業」を「 J 土地区画整理事業」に、「 (G) 」を「 (I) 」に改め、同表の備考の1の(1)中「勾配」を「勾配」に改め、同備考の2の(7)を同2の(9)とし、同2の(6)の次に次のように加える。

(7) 長野県豊かな水資源の保全に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により指定された水資源保全地域の区域

(8) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域

別表第1の備考の2に次のように加える。

- (10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域
 (11) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域
 (12) 都市計画法第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域

別表第2の5の項中「陸上飛行場」を「陸上空港等」に改め、同表の7の項を次のように改める。

7 電気工作物の建設（水力発電所に係るものに限る。）	水力発電所の出力	水力発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	

別表第2の7の項の次に次のように加える。

8 電気工作物の建設（地熱発電所及び風力発電所に係るものに限る。）	地熱発電所又は風力発電所の出力	地熱発電所又は風力発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
9 電気工作物の建設（太陽光発電所に係るものに限る。）	太陽光発電所敷地の位置	新たに太陽光発電所敷地となる部分の面積が修正前の太陽光発電所敷地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
10 電気工作物の建設（送電線路に係るものに限る。）	送電線路のこう長	送電線路のこう長が20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

別表第2の8の項中「8」を「11」に改め、同表の9の項中「9」を「12」に改め、同表の10の項中「10 下水道終末処理場」を「13 下水道終末処理場」に改め、同表の11の項中「11」を「14」に改め、同表の12の項中「12」を「15」に改め、同表の13の項中「13」を「16」に改め、同表の14の項中「14」を「17」に改め、同表の15の項中「15」を「18」に改め、同表の16の項中「16」を「19」に改め、同表の17の項中「17」を「20」に改め、同項の次に次のように加える。

21 工作物の用に供する一団の土地の造成	工作物の用に供する一団の土地の位置	新たに工作物の用に供する一団の土地となる部分の面積が修正前の工作物の用に供する一団の土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
----------------------	-------------------	---

別表第2の18の項中「18」を「22」に、「別表第1の16の項」を「別表第1の17の項」に改める。

別表第3の5の項中「陸上飛行場及び」を「陸上空港等及び」に、「陸上飛行場周辺区域」を「陸上空港等周辺区域」に改め、同表の7の項を次のように改める。

7 電気工作物の建設（水力発電所に係るものに限る。）	水力発電所の出力	水力発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの20パーセント未満であり、又は100メートル未満であること。

別表第3の7の項の次に次のように加える。

8 電気工作物の建設（地熱発電所に係るものに限る。）	地熱発電所の出力	地熱発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	冷却塔の高さ	冷却塔の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が100メートル以上移動しないこと。

9 電気工作物の建設（風力発電所に係るものに限る。）	風力発電所の出力	風力発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。
10 電気工作物の建設（太陽光発電所に係るものに限る。）	太陽光発電所敷地の位置	新たに太陽光発電所敷地となる部分の面積が変更前の太陽光発電所敷地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
11 電気工作物の建設（送電線路に係るものに限る。）	送電線路のこう長 対象事業実施区域の位置	送電線路のこう長が10パーセント以上増加しないこと。 変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

別表第3の8の項中「8」を「12」に改め、同表の9の項中「9」を「13」に改め、同表の10の項中「10 下水道終末処理場」を「14 下水道終末処理場」に改め、同表の11の項中「11」を「15」に改め、同表の12の項中「12」を「16」に改め、同表の13の項中「13」を「17」に改め、同表の14の項中「14」を「18」に改め、同表の15の項中「15」を「19」に改め、同表の16の項中「16」を「20」に改め、同表の17の項中「17」を「21」に改め、同項の次に次のように加える。

22 工作物の用に供する一団の土地の造成	工作物の用に供する一団の土地の位置	新たに工作物の用に供する一団の土地となる部分の面積が変更前の工作物の用に供する一団の土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
----------------------	-------------------	---

別表第3の18の項中「18」を「23」に、「別表第1の16の項」を「別表第1の17の項」に改める。

別表第4の1の項の(1)中「、同法第74条第1項の規定による協議又は同条第2項」を「又は同法第74条」に改め、同項の(5)中「、同条第6項、」を「若しくは第6項又は」に改め、「、同条第4項、第18条第1項」を削り、「同条第4項の」を「第4項の」に改め、「又は同項の規定による協議」を削り、同表の2の項の(1)中「若しくは第87条の2第1項」を「、第87条の2第1項若しくは第96条の2第1項」に、「決定、」を「決定又は」に、「第7項」を「第7項若しくは第96条の3第1項」に改め、「又は同法第96条の2第1項若しくは第96条の3第1項の規定による協議及び同意」を削り、同表の4の項の(1)中「第55条の2第2項」を「第55条の2第3項」に改め、同表の6の項中「風力発電所の建設」を「電気工作物の建設（太陽光発電所に係るものと除く。）」に改め、同項の次に次のように加える。

7 電気工作物の建設（太陽光発電所に係るものに限る。）	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 電気事業法第47条第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第48条第1項の規定による届出 (4) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可
-----------------------------	--

別表第4の7の項中「7 廃棄物処理施設」を「8 廃棄物処理施設」に、「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に、「第7項」を「第8項」に改め、同表の8の項中「8」を「9」に、「第4条第1項又は第25条の3第1項（同条第4項）」を「第4条第2項又は第25条の11第2項（同条第7項）」に、「認可」を「協議」に改め、同表の9の項中「9 スポーツ」を「10 スポーツ」に改め、同表の10の項中「10 土地区画整理事業」を「11 土地区画整理事業」に改め、同表の11の項中「11」を「12」に改め、同表の12の項中

「12」を「13」に改め、同表の13の項中「13」を「14」に改め、同表の14の項中「14」を「15」に改め、同表の15の項中「15」を「16」に改め、同表に次のように加える。

17 工作物の用に供する一団の土地の造成	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可
----------------------	--

附 則

(施行期日)

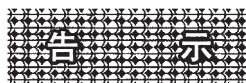
- この規則は、長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成27年長野県条例第41号。以下「改正条例」という。）の施行の日から施行する。
(経過措置)
- 改正条例附則第2項の規則で定める許可、認可その他の行為は、次の表の許可、認可その他の行為の欄に掲げる行為のいずれかに該当するものとする。ただし、改正条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業（当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。）については、当該都市計画の決定とする。

区分	許可、認可その他の行為
(1) 電気工作物の建設（この規則による改正後の長野県環境影響評価条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）別表第1の6の項の第1種事業の要件の欄の(7)に規定する太陽光発電所（以下この項において「太陽光発電所」という。）に係るものを除く。）	電気事業法（昭和39年法律第170号）第47条第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第48条第1項の規定による届出
(2) 電気工作物の建設（太陽光発電所に係るものに限る。）	ア 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可 イ 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 ウ 電気事業法第47条第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第48条第1項の規定による届出 エ 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可
(3) 工作物の用に供する一団の土地の造成	ア 森林法第10条の2第1項の規定による許可 イ 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 ウ 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可

3 改正後の規則第46条第1項及び第2項の規定は、改正条例附則第2項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項第3号中「対象事業」とあるのは「事業」と、改正後の規則別表第3の7の項から11の項まで及び22の項中「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

4 この規則の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、当該事業に係る環境影響評価を行う方法を記載したものであると認められる書類に基づき、当該事業に係る環境影響評価が行われているときは、当該書類は、改正条例第1条の規定による改正後の長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第6条から第13条までの規定による手続を経た方法書とみなす。

環境政策課



長野県告示第463号

平成27年7月21日専決処分した平成27年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成27年10月13日

平成27年度長野県一般会計補正予算（第2号）

長野県知事 阿部 守一

（単位：千円）

歳入歳出予算補正

(1) 岁 入

款	補正前の額	補 正 額	計
13 繰 越 金	53,495	15,258	68,753
歳 入 合 計	870,368,736	15,258	870,383,994

(2) 岁 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費	35,503,511	15,258	35,518,769
歳 出 合 計	870,368,736	15,258	870,383,994

財政課